俳諧
草紙

八重ん雫

里んど撰

松壽撰
和文画

新郎新婦に示す

[illegible]
味まくひやり一瓶
[illegible]人

新年を祝して

紅梅二輪が
凝つて花氷
紅艶子

祝賀の光栄に浴して
潤はふや都の
[illegible]
水迎会

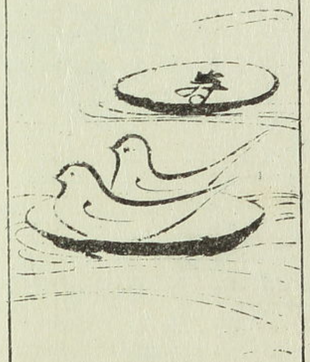

俳諧草紙八幡種　陳時翠

渡辺の面影武蔵野祝賀句集

夏夏混影

（福島渡邊聖家）の内一字

五味松壌祝賀選

[illegible]

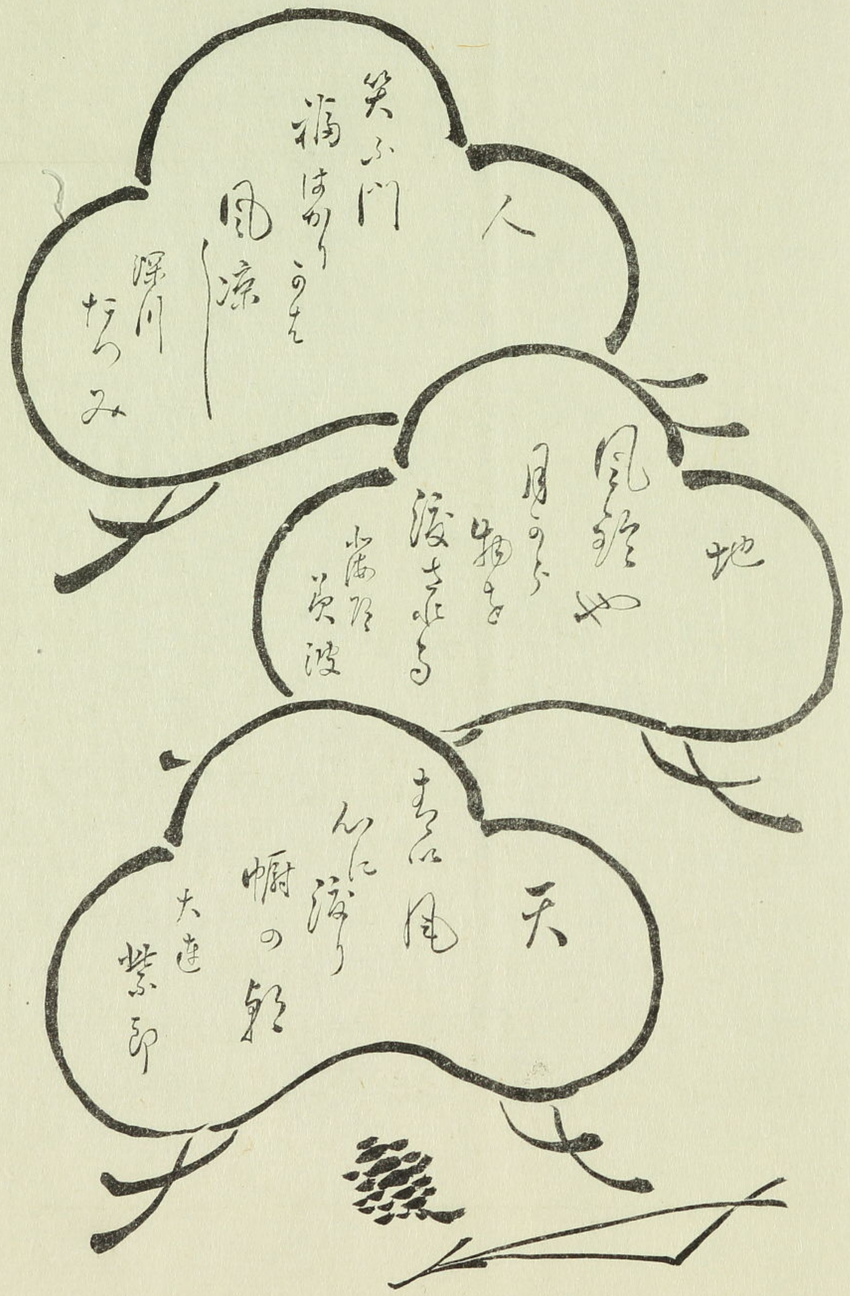
人
笑ふ門
福来たる
風流
深川
たつみ
地
風雅や
月のうち
物を
渡さるる
満月
英渡
天
春風
ふんに
波の
嘶の
鈴
大連
紫郎

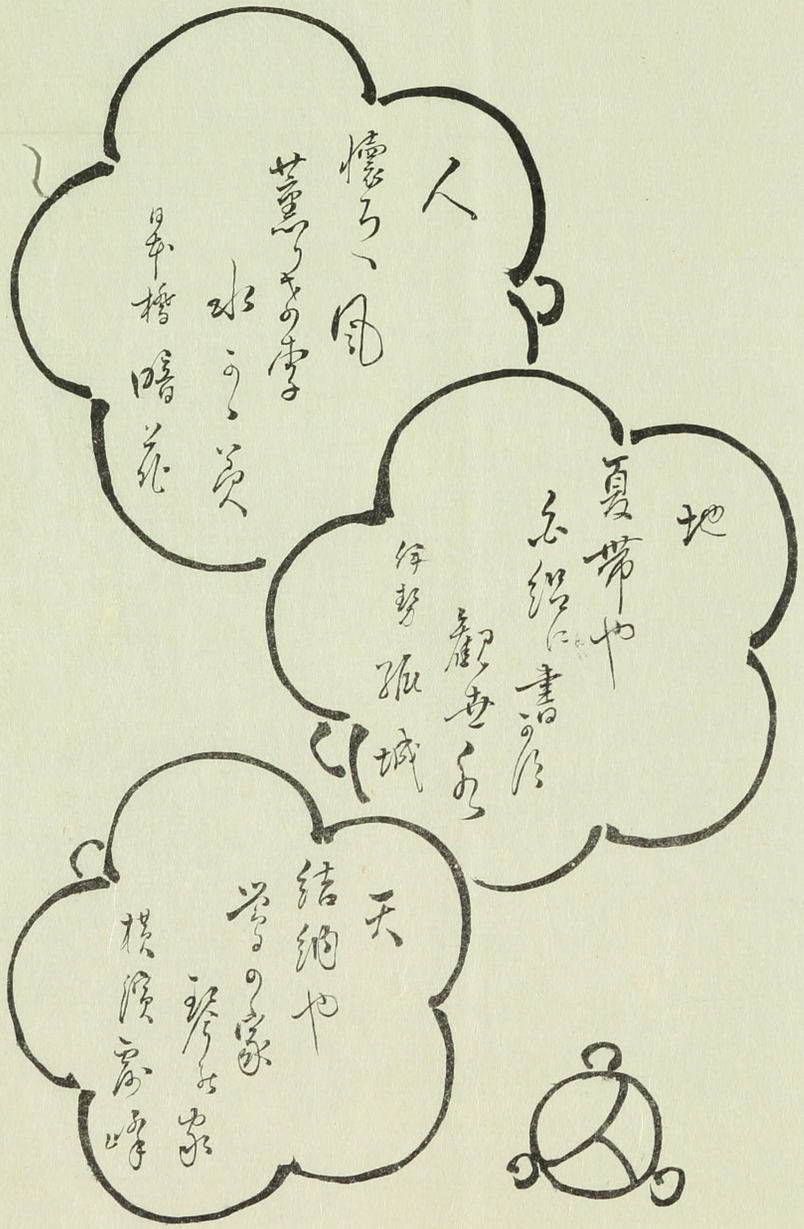

賀選　紅甕子　賀選

秀逸

[illegible]

五　宮一賞

中著の福ら雀や　雛の吉
[illegible]　牡丹に赤き[illegible]　[illegible]
[illegible]　耳彦に[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

福島　好風
カナ川倶　正之
川倶　壽象
大梅　抱月
川倶　四つる女
福島　園生
川倶　博舎
岩代　松本
岩代　萩男
川倶　鄭堂
福島　雲月
下総　楊丘
岩代　閑風
信州　楊鶯
岩代　星親
福島　柔
岩代　一
三梅　石
川倶　徹山
福島　碧梅
小石川　賞雨
福島　千美
川倶　一

渡邊水巴句集

[illegible]

川俣　雲外
永田　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]

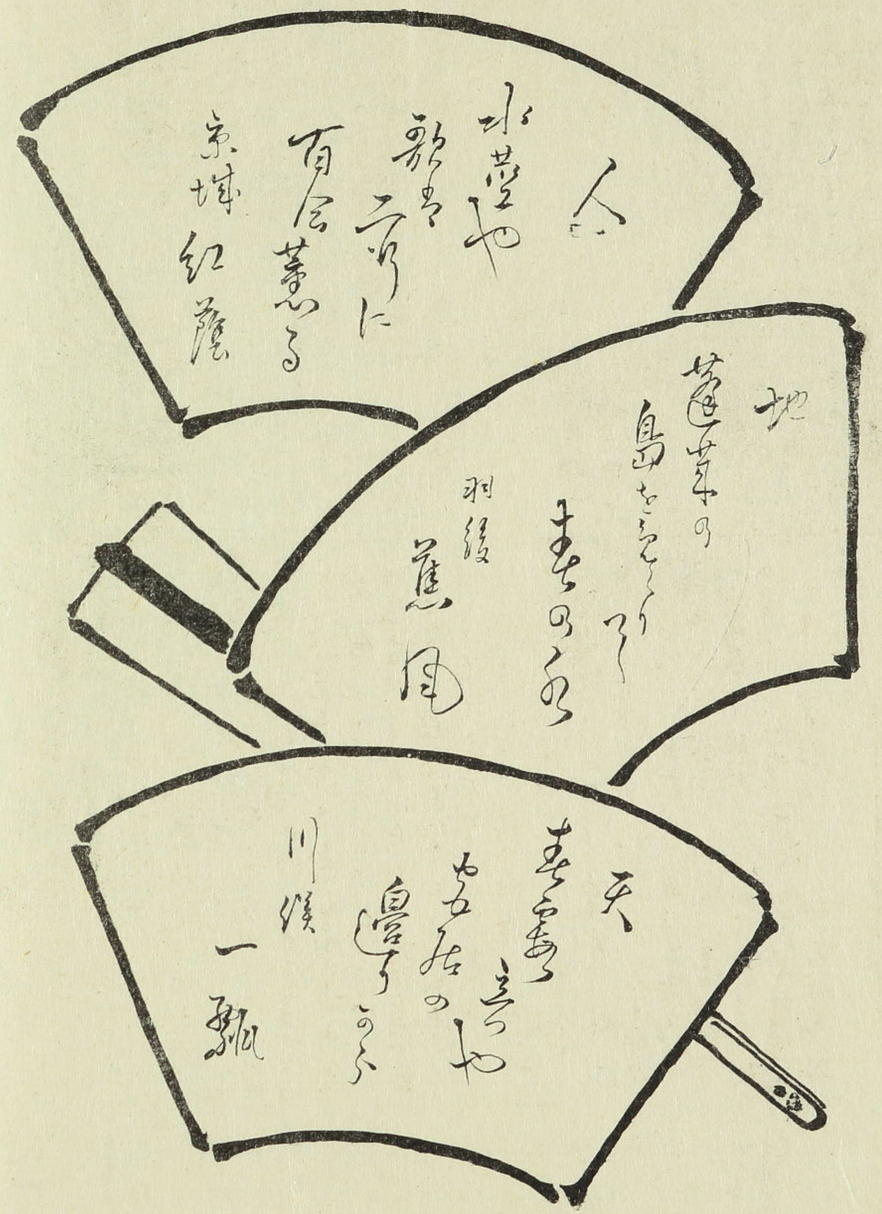

御挨拶の辞に代えて

出代　渡邊水巴舎

俳諧を志ざす人達で不肖私の結婚に對して態々時間まで刊行せられて同慶を當つて呉れる事は実に俳人たるの光榮、而已ならず単に添き俳趣に富む身の冥加此上無き次第で感謝を中る筆端にも尽せない次第であります。

之は畏くも私が諸君と共に人達創刊以来諸君の席事を通して若しかち俳諧の徳であると信じて疑はぬ故に此の外を以て私が誠心誠意に変に諸君の面前に告白―此一事は決して松塘先生の快く思はるゝ所であらうと主は遠迎溝溝たるのであります。此英徳を默と裡に埋めるとは云ふ事もまた一意に思ふとも云ふ事は出来ない。

この八人達が陰時間まで出して不肖私の婚儀を盛祭さるると云ふ事は世の中では松塘先生と私と何ら密接な関係は平素親交でもある様にお思いでせうが実は驚く可し！！。先生と私は未だ一会の面識も有つた事なく日常親しのお方なのです。然るに此の女通もなく呉れた位のものなのです。

私の友人の如きも寧ろ意外に思つて私の幸福を羨望して居る次第であります。

而して先生の仰せ意は多分富士山郡郡主任の美名なりしも人達の読みに―あれば敬て祝詞を聞こ物を出せに祝福を申のであります。

何とお美しい所心情ではありませんか。

以上―短俳諧を流れ行くにも拘はら獨り俳壇に此人あると京事は誠に頼もしい次第であります。又松塘先生の英華あれば言下に諸氏の高稿を吾まぬる諸君の芳志を感謝に堪へあります。

此の下に御挨拶の下に弱年なる此の事でせう。実に松塘先生の言葉を新―出源諸君に向て感謝百拝する次第であります。

八まん雑詠題に就て

八まん雑詠出版に就て江戸の所中を尋つて歩行いたものです。『八まん雑詠』を或る學者が『古魂新才』と評されました。実に改題して愈〻蕉翁の古魂新才の宴を擧げたると思ひます。出版家諸君も共に〻〻の助力あつて俳句の愛読あらん事希望して止まぬのであります。

近て旧名八まん雑詠は地勢上遠望の方に保存―蕉翁考つであります。

遅刊に就て御詫び

去る五月十五日を以て少切なる事情の時節は御く二箇月の長時日を以て刊行せし事と存ずる。此在其遅刊なりしは新らしき主辞の病弱に呻吟するあり或は推評に意の時日を要―なる事の諸事情に餘儀なくせられて此大的遅刊を招てするの止むなきに至り併―ら此遅刊を礦―生態を敢てするものは蕉翁の不徳の致せるなり実に引責陳謝叩頭百遍を辞せざるなり

大正四年七月中旬　主幹　謹白

俳句募集

夏季混題　初篇

入花（誌代送費共）拾句一組金貳拾錢　餘一句毎に壱錢増

五味松塘選

天賞（金壱圓）地賞（金八拾錢）人賞（金五拾錢）外五客（金四拾錢相当の美賞を呈す。■三才五客入選吟を中村和夫画伯の俳画を配し特別欄に掲載す。

餘興欄

◎互撰俳句　入花一句　金五錢宛

課題（涼し）

出句者懇互選

高点一等より八等迄美賞を呈す

◎はめ込俳句　入花二句一組　金五錢宛

題

〻〻〻〻ある夜ひそかに〻〻〻〻

時鳥〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

■前句は夏季題を用ひ上五字と下五字を、後句を中七字（一題不要）を自作して はめ込み完全の一句を作ること。

佳句三才五客（美賞を呈す

■次上一切七月末日■

▲吟題▼用紙八半紙前面作品のみ後面住所氏名雅號明記の事▲応撰、餘撰及び餘興欄名種は総て別紙に認む事▲餘興欄のみの出吟者は入花外に誌代送費として必ず金拾五錢添付の事、然らざる分は本誌を送らず▲入花は為替の事。

■互撰規定■互撰句の選評は互選出吟者に限る但し自句自撰を禁ず■選句は三才五客の八句採とす■撰点は三才二点完五客を一点完とし同点ある時は佳吟とす■一切同上。

◎會員清規◎

●會員は普通と特別の二種を置く●普通会員は会費として三ヶ月分金四拾五錢を特別会員は毎月金壱圓を維持費として納むる事●二種の会員には本誌を送附す●普通会員は入花一組金五錢余は一句一銭増余興欄を知る通り。特別会員は総て毎入花とす●特別会員を隨時入退差支なし。

大正四年七月二十日發行

東京市深川区園地十二号　選者　五味時雄

印刷人　中田治之郎

東京神田区久右衛門町三番地

発行所　萬友會俳句部

生深川区園地十二号

本誌代物壹冊飛脚賃共貳貫文